

事 務 連 絡  
平成 30 年 11 月 6 日

会 員 各 位

(一社) 宮城県測量設計業協会  
会 長 遠 藤 敏 雄



会員の違反行為に対する処分の変更について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の運営につきまして、格別のご指導、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、会員の独禁法違反行為に対する処分については、平成 30 年 7 月 31 日の第 5 回理事会において決議されたところでありますが、今般、処分対象者である(株)古川測量設計事務所に対する宮城県の指名停止期間が変更されたことに伴い、11 月 6 日の第 8 回理事会で下記のとおり決議されましたので、会員各位に報告致します。

記

1 退会処分にかかる一定期間の取り扱いについて

株式会社古川測量設計事務所に対する会員に復帰することができない一定期間を次のとおり変更する。

- ・現 在 平成 30 年 8 月 7 日から平成 32 年 8 月 6 日の 24 か月
- ・変 更 平成 30 年 8 月 7 日から平成 31 年 8 月 6 日の 12 か月

以上